

群馬県医療 DX 推進に向けた医療機関等における マイナンバーカード利活用推進事業補助金よくある質問

Q1 医療 DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業とは何でしょうか

A1 群馬県内に開設する医療機関・薬局の皆様が、マイナンバーカードを医療費助成（公費負担医療や地方単独医療費助成）の受給者証として利用可能とする PMH 接続に係るレセプトコンピューター（レセコン）の改修を行った場合、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という）の補助額に追加して補助金を交付する事業です。

Q2 補助金の交付条件は何でしょうか

A2 次の①・②が条件となります。

① 医療費助成の受給者証について、マイナンバーカードによる資格確認を実施するためのレセコン改修を完了していること。

② 支払基金の補助事業である「医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金」の交付決定を受けていること。

Q3 県の補助金額について知りたい

A3 県の補助金の補助率や補助上限額は次のとおりです。

施設種別	補助率	補助上限額
病院	1/4	141,000 円（566,000 円を上限に左欄の補助率を乗じた額）
診療所	1/8	9,000 円（73,000 円を上限に左欄の補助率を乗じた額）
大型チェーン薬局	1/4	18,000 円（73,000 円を上限に左欄の補助率を乗じた額）
薬局（上記以外）	1/8	9,000 円（73,000 円を上限に左欄の補助率を乗じた額）

◆ 国庫補助と合計した補助イメージ

● 「病院」のシステム改修費用：56.6 万円の場合

国（支払基金）補助【1/2】 28.3万円

県補助【1/4】
14.1万円

病院負担【1/4】
14.2万円

- 「大型チェーン薬局」のシステム改修費用：7.3万円の場合

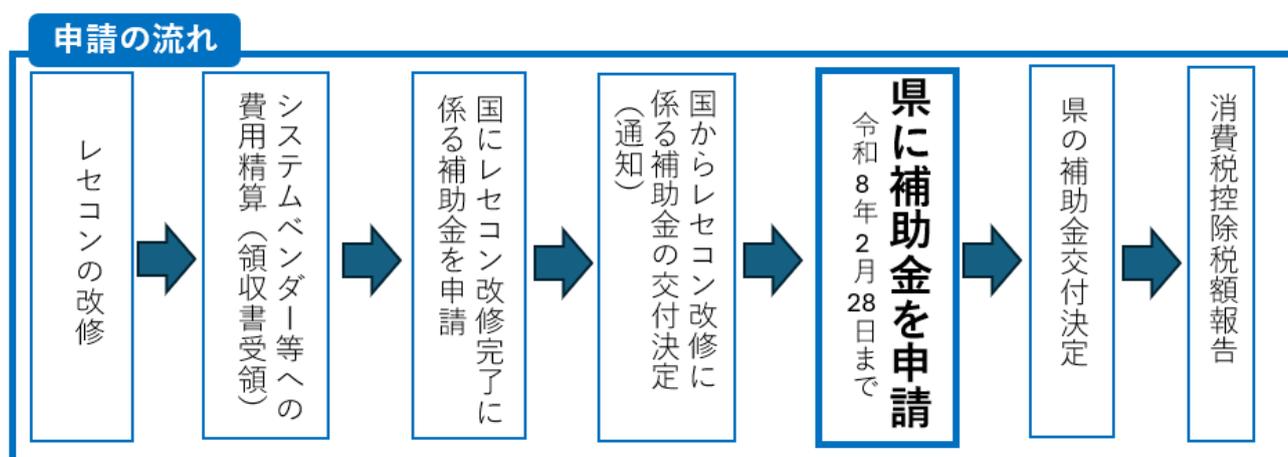
国（支払基金）補助【1/2】3.6万円	県補助【1/4】 1.8万円	薬局負担【1/4】 1.9万円
---------------------	-------------------	--------------------

- 「診療所・薬局（大型チェーン以外）」のシステム改修費用：7.3万円の場合

国（支払基金）補助【3/4】5.4万円	県補助金【1/8】 0.9万円	診療所・ 薬局負担【1/8】1万円
---------------------	--------------------	----------------------

Q4 申請までの流れについて教えてください

- A4 公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施できるためのレセコン改修完了後、支払基金の補助金を申請していただき、支払基金の交付決定後に県へ申請していただきます。支払基金から補助金交付決定の通知を受けた施設に限ります。



Q5 県の補助金を申請するとき、必要な書類や手続きの方法について教えてください

- A5 申請は LOGO フォームによるオンライン申請のみとなります。

以下の書類を準備の上、以下の URL 又は QR コードから申請してください。

- 群馬県医療 DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金申請フォーム（病院、診療所、薬局）

<https://logoform.jp/f/h7ttl>



【必要な書類】

※一部画像ファイル等アップロードしていただく必要があります。

※支払基金に提出したもの（補助対象事業費が確認できるもの）

- ①システム改修にかかる領収書及び内訳書
- ②支払基金から発行された補助金交付決定通知書（写）
- ③申請者名義の振込先金融機関通帳
- ④委任状（申請代表者名義ではない口座への支払いを希望する場合のみ）

Q6 チェーン薬局だが、群馬県以外に所在する施設分も申請できるのですか

A6 いいえ、申請いただけるのは群馬県内に所在する保険医療機関（病院・診療所）及び保険薬局のみです。群馬県以外に所在する施設については、該当都道府県にお尋ねください。

Q7 県の申請期限はいつまでですか

A7 県の申請期限は令和8年2月28日（土）です。

Q8 県補助事業の募集開始前に改修済みのものも補助対象に含まれますか

A8 はい。県の補助事業の募集開始前にシステムを改修している場合も補助対象に含まれます。

Q9 公費医療の制度や市町村ごとにレセコンを改修する必要はあるのでしょうか

A9 いいえ、医療機関・薬局のシステム改修を行った場合、医療費助成のオンライン資格確認の対象となる各医療費助成の受給者証情報を受け取ることが可能になるため、基本的に、オンライン資格確認の対象となる医療費助成制度が追加されても、改修する必要はありません。ただし、医療扶助におけるオンライン資格確認に対応いただくためには別途導入が必要となります。

Q10 県の補助事業は、来年度も予定しているのですか

A10 現在のところ、未定です。

Q11 県内自治体の導入状況を教えてください

A11 以下のホームページをご覧ください。

[自治体・自治体システムベンダ向けの情報 | 厚生労働省 | 厚生労働省](#)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryouhijosei.html)

※各自治体の導入予定時期については、現在、情報の掲載準備を進めております。準備が整い次第、県のホームページにて公表いたします。

Q12 既に導入済みの医療機関・薬局を確認することはできますか

A12 以下のホームページをご覧ください。

[自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム \(Public Medical Hub : PMH\) | デジタル庁
\(https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub#progress\)](https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub#progress)

Q13 国の補助金では、マイナンバーカードの診察券利用のための再来受付機その他必要なシステムの改修等に係る事業についても補助対象となっていますが、県の補助事業でも補助対象となりますか

A13 いいえ、県補助事業では補助対象となりません。

県補助の対象となるのは、公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施できるためのレセコンの改修に係る事業となっております。

Q14 社会保険診療報酬支払基金が実施する「医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業」の補助金の情報はどこから確認できますか

A14 以下のホームページをご参照ください。

[オンライン資格確認 - 医療費助成のオンライン資格確認・マイナンバーカードの診察券利用に係る助成金について\(医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業\)](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011208#mctoc_1i3uhe4pk25)

[_ \(https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011208#mctoc_1i3uhe4pk25\)](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011208#mctoc_1i3uhe4pk25)

Q15 国の補助金申請（医療機関等向け総合ポータルサイト）へのお問い合わせ先を教えてください

A15 オンライン資格確認等コールセンター

0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時～午後6時

土曜日（祝日を除く）午前8時～午後4時